

未判定外来生物について

1. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（抜粋）

第四章 未判定外来生物

（輸入の届出）

第二十一条 未判定外来生物（在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの（生きているものに限る。）をいう。以下同じ。）を輸入しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

（判定）

第二十二条 主務大臣は、前条に規定する届出があったときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

（輸入の制限）

第二十三条 未判定外来生物を輸入しようとする者は、その未判定外来生物について在来生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。

2. 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（抜粋）

（未判定外来生物）

第二十八条 法第二十一条の未判定外来生物は、次に掲げる生物の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）及びその器官（飼養等についての法に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。以下同じ。）とする。

- 一 別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物
- 二 別表第二の種類名の欄に掲げる交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。以下同じ。）

（未判定外来生物の輸入又は本邦への輸出に係る届出）

第二十九条 法第二十一条又は法第二十四条第一項の届出は、次に掲げる事項を日本語で記載された届出書を主務大臣に提出して行うものとする。

- 一 未判定外来生物を輸入又は本邦へ輸出しようとする者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 輸入又は本邦へ輸出しようとする未判定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 学名

ロ 入手国

ハ 生態特性に関する次に掲げる情報

- （1） 本来の生息地又は生育地の分布状況

- （2） 文献その他の根拠を示す資料

ニ その他既に入手している情報であって提出が可能なもの

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止 に関する法律の概要

平成17年6月施行
平成25年6月改正

目的

特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止する。

特定外来生物被害防止基本方針の策定及び公表

特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を政令で指定（令和2年4月現在148種類）

特定外来生物の飼養・輸入等の規制

- 飼養、栽培、保管又は運搬は、主務大臣の許可を受けた場合（学術研究等の目的で適正に管理する施設等を有する）等を除き、禁止
- 輸入は、許可を受けた場合を除き、禁止
- 個体識別措置等を講じる義務
- 野外への放出等は、主務大臣の許可を受けた場合（防除に資する学術研究の目的で基準を満たす）等を除き、禁止

未判定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるかどうか未判定の外来生物を主務省令で指定

未判定外来生物の輸入の制限

- 輸入者に届出義務
- 判定が終わるまでの一定期間輸入を制限

指定されない生物

規制なし

主務大臣の判定

被害を及ぼすおそれあり
被害を及ぼすおそれなし

防除

野外における特定外来生物について国のほか地方公共団体等の参加により防除を促進する。

輸入品等の検査等

特定外来生物等が付着・混入している輸入品等を検査し、必要に応じ消毒・廃棄を命ずる。

その他、輸入時に特定外来生物を確認する証明書の添付、調査、普及啓発、罰則等を規定。